

有機農業普及へ指針



有機農業普及で食品流通も変化(パネルディスカッション)

有機農業は、環境のやさしいことから、わが国に有機農業の推進に関する基本方針(平成十九年三月)が策定された。これは、昨年十二月に成立した「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)を受けたもので、国や地方自治体、生産・流通・消費の側面から有機農業の推進を図るための基本。二十三年度までに、試験研究機関や民間の技術を取り入れた有機農業の技術体系を確立するほか、普及指導員による指導体制を全都道府県で整備することを目標に掲げた。消費者への理解も深め、生産者への支援なども強化する。また、それを前に、第一回「有機・環境保全型農業推進シンポジウム」(主催：日本SEQ推進機構、エフティビーエー)が開催され、デイスカッションを行うとともに、生産支援システムなどが紹介された。

有機農業は、環境のやさしいことから、わが国に有機農業の推進に関する基本方針(平成十九年三月)が策定された。これは、昨年十二月に成立した「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)を受けたもので、国や地方自治体、生産・流通・消費の側面から有機農業の推進を図るための基本。二十三年度までに、試験研究機関や民間の技術を取り入れた有機農業の技術体系を確立するほか、普及指導員による指導体制を全都道府県で整備することを目標に掲げた。消費者への理解も深め、生産者への支援なども強化する。また、それを前に、第一回「有機・環境保全型農業推進シンポジウム」(主催：日本SEQ推進機構、エフティビーエー)が開催され、デイスカッションを行うとともに、生産支援システムなどが紹介された。

ウエでは、徳川倫明・同機構代表による挨拶の後、二氏が基調講演。

まず、国井正幸・農水副大臣は、有機・環境保全型農業推進の背景と農業政策の方向性について説明し、「国民の環境問題への意識は高まっている。地球環境を守るためにも努力を重ねたい」と締めくくった。

また、有機農業推進法を議論した法・提出し、法制化したウルネンマルティン議員(有機農業推進議員連盟事務局長)も、「本法は危機に瀕している日本農業主体を環境保全型農業へ転換するための、大きな一歩と見てほしい」と述べた。

その後のパネルディスカッションでは、新しい農産物流通の動きを展望する。テーマに、有機・環境保全農業が推進される中で、食品流通がどのように変化するか、行政、流通、システムなどの関係者が取組

みを紹介すると、小売では、イオンの寺嶋晋・農産部長が同社の取組みを説明。専門の売場やコーナーを設けるなど、有機・環境保全農産物の取扱いを強化する旨を述べた。また、一定ロットの確保やオフシーズン対策など特有の弱点も挙げ、「消費者に理解してもらうには(行政の)協力も必要」と理解を求めた。

シンポジウムの後は、新システムの説明が行われた。イサボトリックでは「営農管理システム」を紹介。農業の適正使用を管理しながら、JGAPおよびトレーサビリティへの対応も行うもの。有機や環境保全型農業の信頼性を担保し、取引拡大につなげる

日本SEQ推進機構が企画・開発した生産履歴公開システム「りれき見る」Cシステムは、青果ネットカタログ「SEICA」を活用しながら、圃場ごとの生産履歴などをインターネット

でカタログ的に紹介。農業使用は同機構が定期的にチェック。

エフティビーエスの「ネット市場(いちば)カタログ」は、有機・環境保全型農産物をはじめ、水産物、畜産物、加工食品の総合データベース。基準に沿った基礎データを生産者やメーカーに登録してもらい、ネット上でのBtoBやBtoC取引を推進する。

畜産物、加工食品の総合データベース。基準に沿った基礎データを生産者やメーカーに登録してもらい、ネット上でのBtoBやBtoC取引を推進する。

畜産物、加工食品の総合データベース。基準に沿った基礎データを生産者やメーカーに登録してもらい、ネット上でのBtoBやBtoC取引を推進する。

生産技術を確立 23年度 全国的な指導体制も構築

全国的な指導体制も構築

全国的な指導体制も構築

全国的な指導体制も構築

全国的な指導体制も構築

農経新聞

株式会社 農経新聞社
東京都品川区西五反田
1-27-6 市原ビル9F
(郵便番号 141-0031)
電話 東京 (03)3491-0360
FAX (03)3491-0526
ホームページ
<http://www.nokei.jp>
郵便振替 00180-8-156982